

都市計画区域

1 都市計画区域

まちづくりを計画的に進めるには、まず、都市の範囲を明確にしなければなりません。そこで、人や物の動き、まちの発展の見通し、地形などからみて、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域として都市計画区域を指定しています。

都市計画区域が指定されると、都市計画法や建築基準法の集団規定が適用され、開発行為や建築行為に一定のルールを課され、秩序ある土地利用が実現化されます。

2 帯広圏都市計画区域（広域都市圏）

都市計画は、より広域的な視点からも実施されています。帯広圏都市計画区域は、帯広市・音更町・幕別町・芽室町が交通機能、住機能、中枢管理機能などの役割分担をしながら土地利用をすすめ、また、計画的に都市計画事業等が実施されるなど、一体の都市としての広域都市圏を形成しています。

